

第2章 循環型社会の形成

この章は、ふるさと環境条例第21条第2項第2号に定められた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項に規定する廃棄物処理計画」として位置付けます。

1 廃棄物等の排出抑制

【現状】

- 一般廃棄物(ごみ)の排出量は40万7千トン(平成29年度)と、平成25年度の42万2千トンと比べて1万5千トン減少(4%減)しています。(図4参照)

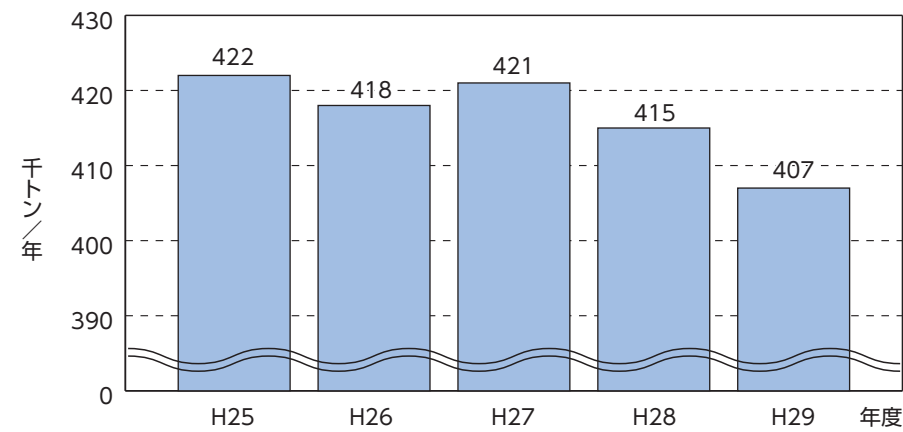


図4 一般廃棄物(ごみ)の排出量の推移

- 1人1日当たりのごみ排出量は968グラム(平成29年度)と、平成25年度の994グラムと比べて26グラム減少(3%減)しています。
1人1日当たりの家庭系ごみ²排出量は517グラム(平成29年度)と、平成25年度の537グラムと比べて20グラム減少(4%減)しています。

² 一般廃棄物(ごみ)から、事業系ごみ、集団回収量、資源ごみ等を除いた廃棄物(家庭系の燃やすごみ・埋立てごみの合計)

- 産業廃棄物の排出量は322万トン(平成29年度)と、平成25年度の333万トンと比べて、ほぼ横ばいとなっています。(図5参照)

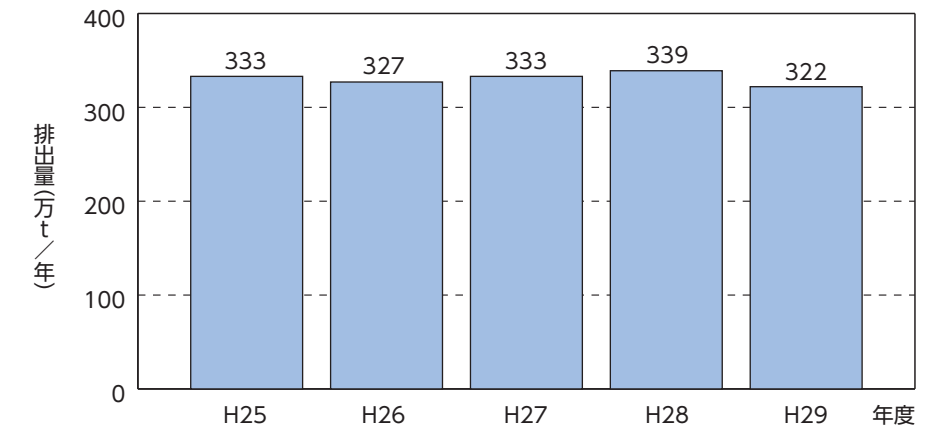


図5 産業廃棄物排出量の推移

- 国内における食品ロス³は、年間643万トンと推計されており、1人当たりでは「お茶碗約1杯分(約139g)の食べ物」が毎日捨てられている計算となります。

* 食品ロス量(農林水産省・環境省平成28年度推計)

事業系由来 352万トン(55%)

家庭系由来 291万トン(45%)

³ まだ食べることができるのに廃棄されている食品



●プラスチックは、ひとたび海洋に流出すると長期間にわたり環境中にとどまることから、生態系や漁業等への影響が懸念され、プラスチックごみによる海洋汚染が世界的な課題となっています。

その一方で、プラスチックの優れた特性から、家庭ごみに占めるプラスチックの割合は近年増加傾向にあり、産業廃棄物の廃プラスチック類の排出量も増加傾向にあります。

●本県における漂着ごみの状況は、個数別では、プラスチック類が最も多く、全体の約9割を占めています。重量別でも、プラスチック類が、自然物である流木に次いで多く、全体の約3割を占めています。(図6参照)

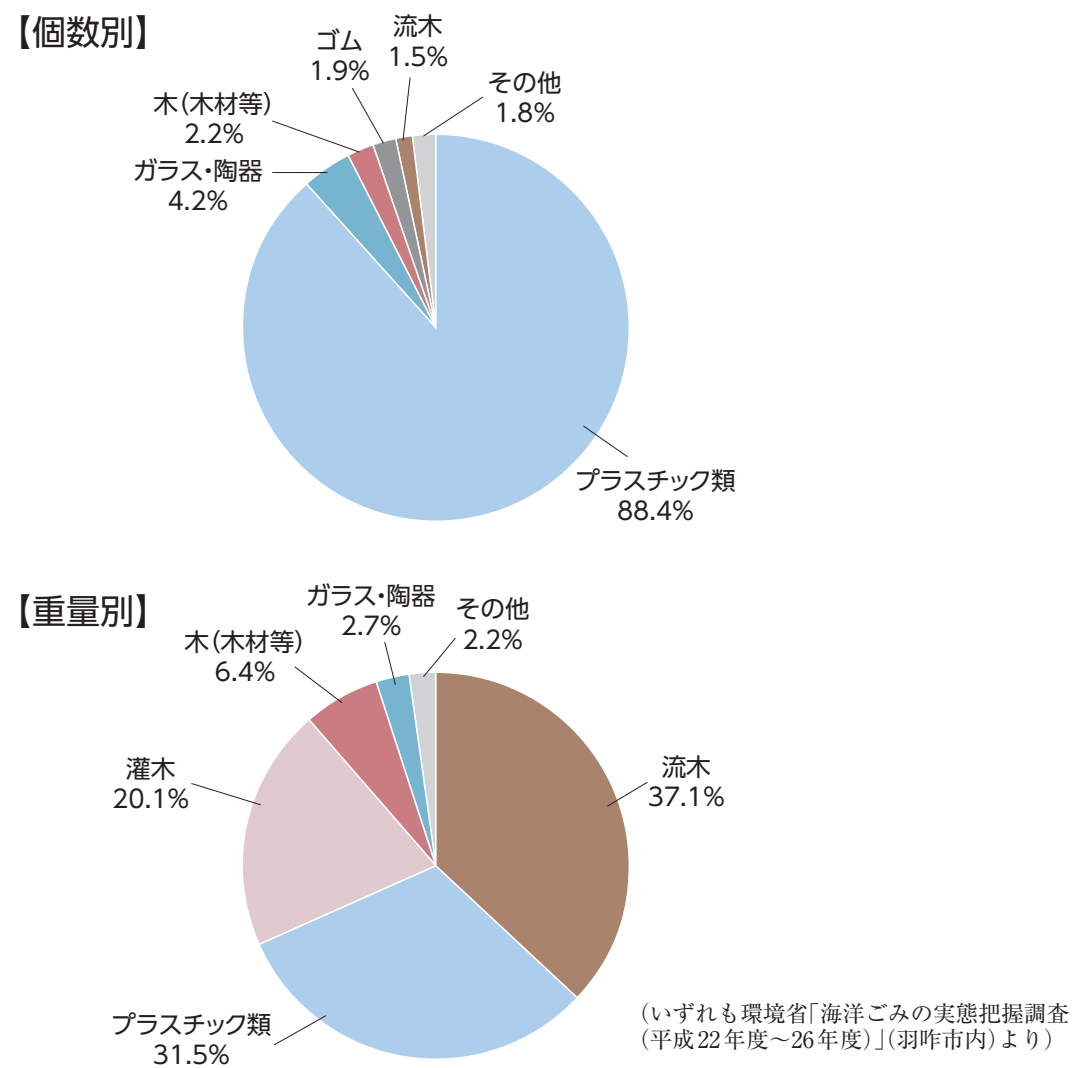


図6 本県の海岸漂着ごみの状況

【課題】

●環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成するため、県民、事業者、行政などのあらゆる主体が一体となって3Rに取り組み、排出抑制を推進する必要があります。

* 3R(スリーアール)

リデュース(Reduce : 廃棄物等の排出抑制)

リユース (Reuse : 循環資源⁴の再使用)

リサイクル(Recycle : 循環資源の再生利用)

●私たちが日常生活において分別を徹底し、資源化に心がけ、燃やすごみや埋立ごみを減らす必要があります。

●事業者は、ライフサイクル⁵全体で資源循環の徹底に努めるとともに、拡大生産者責任⁶を踏まえて、製品等が廃棄物等となった後の適正な循環利用・処分に係る取組や、情報提供などに努める必要があります。

●食品ロスの削減は、県民、事業者、行政などの、あらゆる主体が一体となって取り組む必要があります。

● unnecessary use of plastic containers and products, etc., and measures to suppress the discharge of plastic waste are necessary.



⁴ 廃棄物等のうち有用なもの

⁵ 経済社会の物質フローについて、「資源確保、生産、流通、使用、再使用、再資源化、廃棄等」の全ての段階

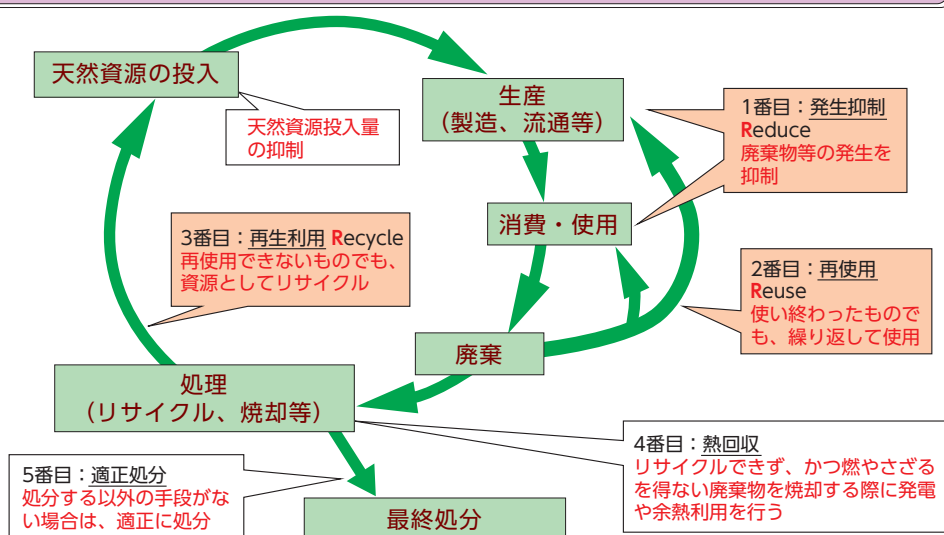
⁶ 拡大生産者責任(EPR : Extended Producer Responsibility) : 自ら生産する製品等について、生産者が、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責務を負うという考え方



【目指すべき環境の姿】

- 廃棄物等の排出抑制や分別排出が徹底され、循環資源の再使用、再生利用・熱回収や廃棄物の適正な処分の確保とあいまって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が極力低減されています。

廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会 【循環型社会形成推進基本法（平成12年6月公布、13年1月完全施行）第二条】



【取組の方向性】

● 県民における廃棄物等の排出抑制の推進

- ・ イベントやホームページ、テレビ・ラジオ等を活用し、排出抑制を優先した3Rの必要性や取組方法等について、普及啓発を図ります。
- ・ 一般廃棄物の排出・処理状況及び処理に要した経費の動向や、市町による集団回収への助成、ごみ有料化及びリサイクル先の公表の状況などについて、県民へ情報提供を行います。
- ・ 家庭ごみの削減に向けて、紙類や容器包装廃棄物などの資源ごみの分別排出の推進や、店頭回収など多様な回収ルートの周知を図ります。
- ・ いしかわ版環境ISO(家庭版・地域版・学校版)の取組の裾野の拡大を図ります。
- ・ 必要なものを必要な量だけ買うなど、人・社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費を推進します。

● 事業者における廃棄物等の排出抑制の推進

- ・ 3R推進アドバイザーの派遣や3R事例集の公表により、廃棄物の減量化に係る費用対効果が高い取組等のノウハウに関する情報提供やアドバイスをを行います。
- ・ 廃棄物処理の専門家の協力を得て、排出事業者と処理業者による意見交換会を行うなど、個別の助言・提案等の機会を創出します。
- ・ 多量に廃棄物を排出する事業者による排出抑制の計画的な取組を促進します。
- ・ 産業廃棄物の排出抑制や減量化の取組を促進するため、マニュアル等による周知を図ります。

- ・ 排出抑制をはじめとした3Rに関する優良事業者を顕彰します。
- ・ スーパーやドラッグストア等との協定締結を通じ、レジ袋の削減のほか、不必要な使い捨てプラスチックの使用抑制等を促進します。
- ・ いしかわ事業者版環境ISOの登録拡大を図り、事業者の省エネ・省資源対策を後押しします。

● 食品ロスの削減の推進

- ・ 美味しいいしかわ食べきり協力店登録制度により、飲食店等の事業者における食品ロス削減の取組を推進するとともに、県民の食品ロス削減に対する意識啓発を図ります。
- ・ 食べきり運動(30・10運動等)や、エコクッキング等の使いきり対策などの県民運動を推進します。
- ・ 民間団体や市町などが行うフードバンクやフードドライブの取組の周知を図ります。

● プラスチックごみの排出抑制の推進

- ・ 県民、事業者、市町などと連携して、不必要な使い捨てのプラスチック製容器包装・製品の使用削減の取組を推進します。
- ・ スーパーやドラッグストア等との協定締結を通じ、レジ袋の削減のほか、不必要な使い捨てプラスチックの使用抑制等を促進します。
- ・ 廃プラスチック類の排出抑制や減量化の取組を促進するため、専門アドバイザーの派遣やマニュアル等による周知を図ります。

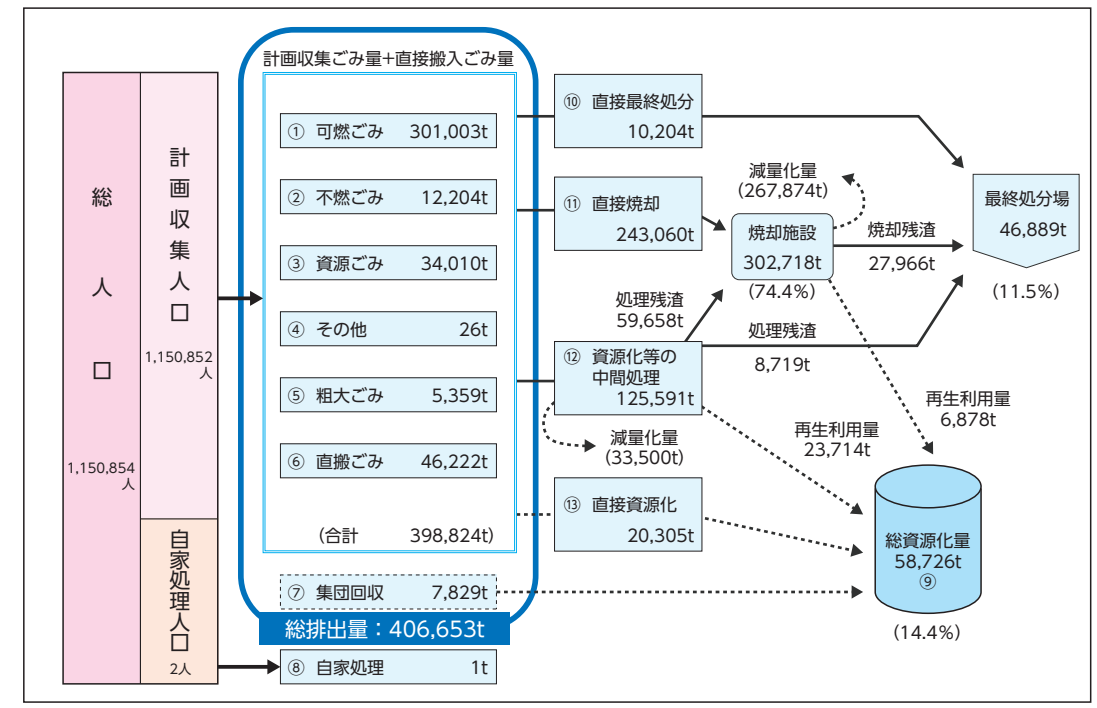
【行動目標】

No	指標名	現状	目標値
20	1人1日当たりごみ排出量	968 g (平成29年度)	880 g
21 再掲	家庭版環境ISO認定家庭(エコファミリー)数	66,583家庭 (平成30年度末)	120,000家庭
22 再掲	地域版環境ISO認定地域数	94地域 (平成30年度末)	120地域
23 再掲	学校版環境ISO認定学校数	291校 (平成30年度末)	県内全校認定
24 再掲	事業者版環境ISO登録事業者数	807事業所 (平成30年度末)	1,000事業所

2 循環資源の再使用、再生利用・熱回収

【現状】

- 一般廃棄物(ごみ)の再生利用率⁷は14.4%(平成29年度)と、平成25年度の14.3%と比べてほぼ横ばいとなっています。
- 市町等の一般廃棄物処理施設のうち、資源化施設は10施設あります。また、焼却施設が8施設ありますが、そのうち7施設で熱回収⁸(余熱利用を含む)が行われており、このうち発電についても5施設で行われています(平成31年4月現在)。



(参考)一般廃棄物の処理状況(平成29年度)



エコロジーパークこまつ



奥能登クリーン組合リサイクルプラザ

⁷ 市町による統計であり、小売事業者等が行っている店頭等での回収は含まれない

⁸ 循環資源の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを、熱を得ることに利用すること。サーマルリサイクルとも言う

コラム 食品ロス対策について

「食品ロス」とは、まだ食べることができるのに廃棄される食品のことです。近年の「もったいない」意識の浸透により、食品ロス削減に対する機運が全国的に高まっており、令和元年5月には、食品ロスの削減の推進に関する法律が制定されました。

この法律では、国や自治体、事業者、消費者等が連携して、社会全体として食べ物を無駄にしない意識の醸成が求められています。

本県では、会食時にできる食品ロス削減の取組として、宴会五箇条による食べきりの実践を県民に呼びかけています。



〈宴会五箇条〉

さらに、県では、事業者における食品ロス削減の取組を促すため、令和元年5月に「美味しいいしかわ食べきり協力店」登録制度を創設しました(令和2年1月現在 1,116店舗が登録)。協力店では、小盛りメニューの提供や少量パックによる販売、食べきりの呼びかけ、啓発ポスターの掲示など、各店舗の実情に応じた食品ロス削減の取組を行っています。

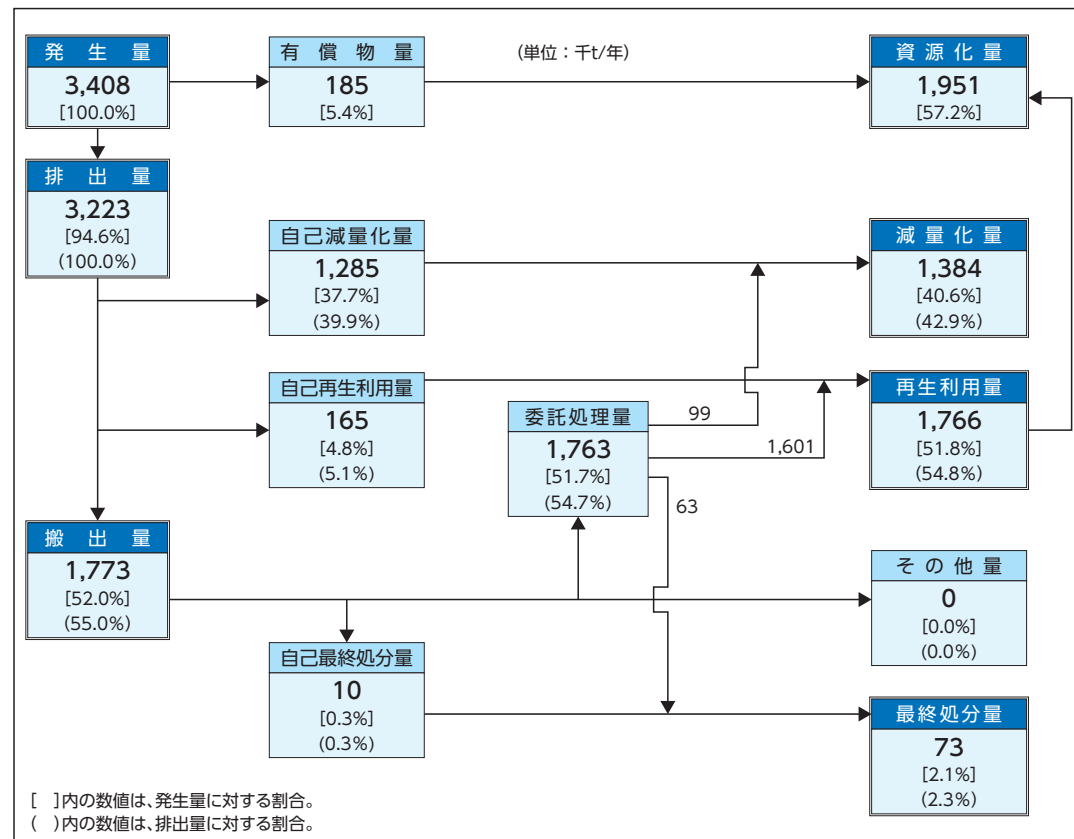


〈美味しいいしかわ食べきり協力店ステッカー〉

- 産業廃棄物の再生利用率は55%（平成29年度）と、平成25年度の54%と比べてほぼ横ばいとなっています。

産業廃棄物の種類別では、がれき類及びばいじんの再生利用率が高くなっています。

- 産業廃棄物処理施設のうち、がれきや木くずなどの資源化施設が123施設あります。また、焼却施設が9施設ありますが、そのうち2施設で熱回収が行われており、このうち発電についても1施設で行われています(平成31年4月現在)。



(参考)産業廃棄物の処理状況(平成29年度)

- 循環資源の種類ごとの状況は次のとおりです。

【容器包装廃棄物】

・平成30年度の市町の分別収集実績は約19千トンでした。

【特定家庭用機器⁹】

・家電リサイクル法に基づき、4か所の指定引取場所で引き取られています。

【使用済小型家電¹⁰】

・鉄やアルミニウム、貴金属、レアメタルなどの多種多様な有用金属が含まれており、これらは全ての市町において回収されています。

⁹ 廃家電4品目(①エアコン、②ブラウン管テレビ及び液晶テレビ・プラズマテレビ、③冷蔵庫・冷凍庫、④洗濯機・衣類乾燥機)のこと

¹⁰ 使用済小型電子機器等のこと。効率的な収集運搬が可能で、再資源化が特に必要な28品目(携帯電話、ラジオ、電話機、プリンタ、電卓など)

【使用済自動車】

・自動車リサイクル法に基づき自動車メーカーなどによる再資源化が行われています。

【下水汚泥、食品廃棄物、家畜排せつ物等】

・減量化処理やバイオマス発電処理等による有効利用が行われています。

【建設副産物】

・コンクリートやアスファルト、建設発生木材などの建設副産物については、9割以上の高い再資源化率を達成しています。

- 石川県エコ・リサイクル認定製品は、県内で発生した循環資源を利用し、県内で製造加工及び販売されている製品であり、平成31年4月現在、87製品が認定されています。



エコ・リサイクル認定製品

【課題】

- 再使用・再生利用・熱回収により、循環資源の有効利用を一層推進する必要があります。
- 市町の実情に応じ、ごみ減量化の取組と合わせてリサイクルの推進に取り組む必要があります。
- 循環資源の種類ごとの課題は次のとおりです。

【容器包装廃棄物】

・分別収集及び再商品化が確実に実施されるよう、市町等による指定法人ルート¹¹への引渡し推進と、県民に対する多様な回収ルートの周知を図る必要があります。

【特定家庭用機器】

・適正な処分に関する家電リサイクル法制度の周知が必要です。また、不用品回収業者等が無届で有害使用済機器¹²を保管・処分しないよう監視する必要があります。

¹¹ 国の指定を受けた法人により、分別収集された容器包装廃棄物が、確実かつ円滑に再商品化されるルートのこと

¹² 使用が終了し、収集された電気電子機器(廃棄物を除く)のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの



【使用済小型家電】

- ・有用金属が確実に回収される認定事業者等¹³への引渡しを推進する必要があります。

【使用済自動車】

- ・不法投棄、不適正保管されることがないように監視、指導するとともに、県民などに自動車リサイクル制度の周知を図る必要があります。

【下水汚泥、食品廃棄物、家畜排せつ物等】

- ・より一層の有効利用を図る必要があります。

【建設副産物】

- ・建設副産物については、排出量自体が多いため、工事現場における発生材の分別と有効利用をさらに徹底する必要があります。

- 石川県エコ・リサイクル認定製品の更なる利用促進が必要です。

【目指すべき環境の姿】

- 循環資源の再使用、再生利用・熱回収の徹底により、貴重な資源やエネルギーとして有効利用されています。

【取組の方向性】

- 循環資源の有効利用の推進(総合的な取組)

- ・市町や民間等が行うリユース活動の周知を図ります。
- ・市町等による資源化施設や熱回収施設の整備に当たっては、資源の循環利用や有効活用が十分に図られるよう、必要となる技術的助言を図ります。
- ・市町が、他の市町等と連携して行うごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に取り組む際には、国の動向を踏まえつつ、必要となる助言や調整に努めます。

- 循環資源の有効利用の推進(種類別の取組)

【容器包装廃棄物】

- ・容器包装リサイクル法の普及啓発により、分別排出の徹底を推進します。
- ・分別収集促進計画を定期的に見直すとともに、市町に対し、容器包装リサイクル制度に基づく指定法人ルート of 積極的な活用を促します。
- ・店頭回収など多様な回収ルートの周知を図ります。

【特定家庭用機器】

- ・ホームページ等を利用して使用済家電製品のリサイクル制度について周知します。
- ・不用品回収業者が不適正に有害使用済機器を保管・処分しないよう、市町と連携して指導します。

【使用済小型家電】

- ・市町による使用済小型家電の回収及び認定事業者等と連携した小売店等への引渡しを推進します。
- ・不用品回収業者が不適正に有害使用済機器を保管・処分しないよう、市町と連携して指導します。

【使用済自動車】

- ・自動車リサイクルシステムの活用により、不適正処理が行われないよう監視するとともに、関連事業者に指導を行います。
- ・解体業者等による適正処理とリサイクルを推進するとともに、県民等に制度の周知を図ります。

【下水汚泥】

- ・下水汚泥のエネルギー利用等の有効利用を図ります。

【食品廃棄物等】

- ・食品リサイクルの普及啓発を実施します。
- ・食品関連事業者と農業者等が連携して実施する優良な食品リサイクル組織を表彰します。
- ・民間団体や市町などが行うフードバンクやフードドライブの取組の周知を図ります。

【家畜排せつ物】

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び有効利用の推進に係る啓発を行います。
- ・家畜排せつ物の処理施設整備に対する支援を行います。

【建設副産物】

- ・建設副産物に係る実態調査を実施します。
- ・建設リサイクル法の普及啓発を実施します。
- ・建設資材廃棄物の排出抑制に向け、建築物・その他工作物の長寿命化の普及啓発を行います。

- 環境に配慮した製品等の優先的な調達

- ・県内で発生した循環資源を利用し、製品化したもののうち、基準を満たすものを石川県エコ・リサイクル製品として認定し、リサイクル産業の育成を図ります。
- ・石川県エコ・リサイクル認定製品の利用を促進するため、ホームページやイベント等により周知を図るとともに、県発注工事での優先的な使用に努めます。
- ・石川県グリーン購入調達方針に基づき、リサイクル製品の積極的な利用に努めます。
- ・リサイクル製品を買うなど、人・社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費を推進します。

¹³ 適正なりサイクルを実施する者として国の認定を受けた事業者等



【行動目標】

No	指標名	現状	目標値
25	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	517 g (平成29年度)	440 g
26	一般廃棄物の最終処分量	47千トン (平成29年度)	40千トン
27	産業廃棄物の最終処分量	73千トン (平成29年度)	72千トン
28	下水汚泥の有効利用率	54.7 % (平成30年度末)	73 %
29	美味しいいしかわ食べ切り協力店の登録店舗数	1,069店舗 (令和元年10月)	1,500店舗 (令和5年度)

コラム エシカル消費とは

「エシカル (ethical)」とは、「倫理的・道徳的」という意味で、「エシカル消費」とは、人や社会、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費することです。

日々の買い物は微々たるものと思いがちですが、日本のGDP (国内総生産) の過半数を家計消費が占めているため、私たち消費者の行動は、経済だけでなく、社会や環境にも大きな影響を与えます。

私たちが「環境にいいもの」を選んで購入すれば、企業は「環境にいいもの」の生産と流通を拡大し、ひいては自然環境の保全等につながります。私たちの買う・買わないという選択は、社会や環境を変える力を持っています。

ふだんの買い物で安全・安心、品質、価格などを考えるように、「商品やサービスが環境に与える影響」を意識して買い物をすれば、社会や環境はもっと良くなります。

〈環境に配慮したエシカル消費の例〉

- ・必要なものを、必要な分だけ買うよう心がける
商品やサービスを選ぶ時に、本当に必要かどうか考える
- ・長く使えるものを選ぶ
使い捨てのものではなく長く使える商品を選ぶ
- ・グリーン購入を心がける
エコマークが付いた商品など環境保全に役立ち、環境への負荷が少ないものを選ぶ

3 適正な処分

【現状】

●各種リサイクル法などによる様々なリサイクルの取組や減量化などが進んだことにより、一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量は減少しています。(図7、8参照)

- ・一般廃棄物の最終処分量は4万7千トン(平成29年度)と、平成25年度の5万8千トンと比べて減少しています。
- ・産業廃棄物の最終処分量は7万3千トン(平成29年度)と、平成25年度の8万9千トンと比べて減少しています。

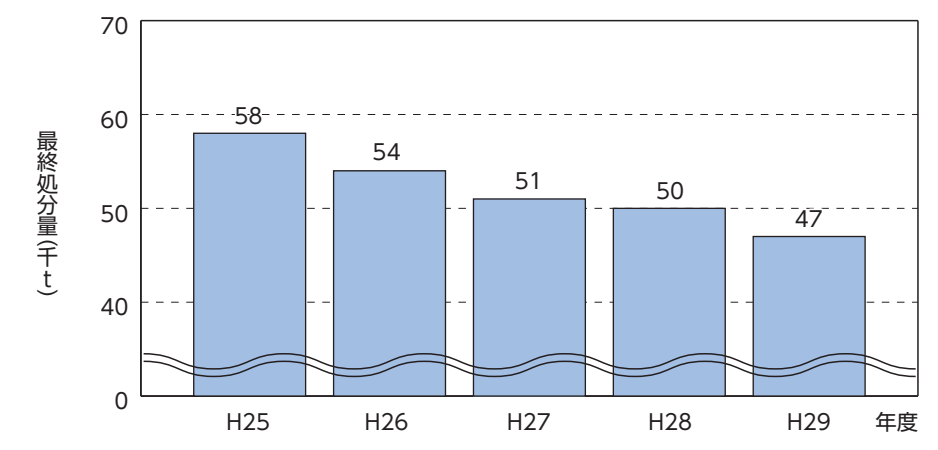


図7 一般廃棄物の最終処分量の推移

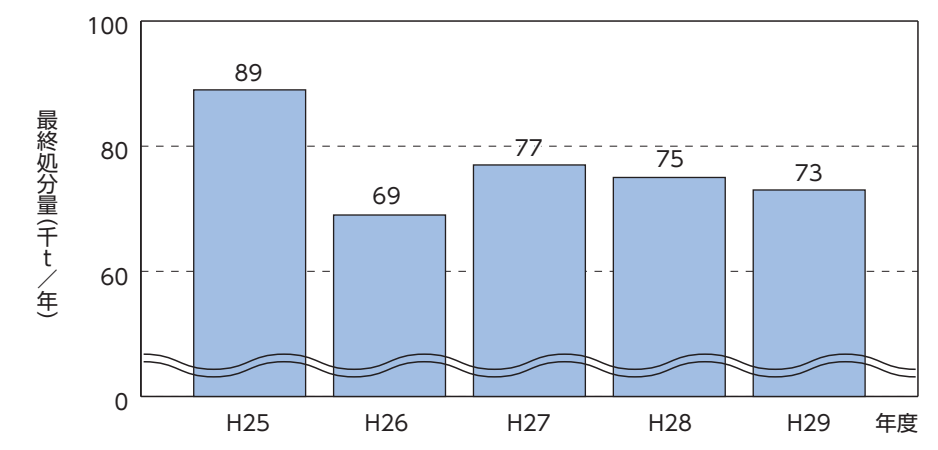


図8 産業廃棄物の最終処分量の推移

- 市町等の一般廃棄物の最終処分場は、平成31年4月現在、18施設が設置されています。
- 一般廃棄物最終処分場の残余年数は、県全体で約9年(平成29年度末現在)です。
- 産業廃棄物の最終処分場(事業者自らの処分場除く)は、平成31年4月現在、6施設が設置されています。
- 産業廃棄物最終処分場の残余年数は、管理型処分場で約1年、安定型処分場で約12年(平成29年度末現在)です。
- なお、産業廃棄物は県境を越えて広域移動が可能であり、また、県内で新たな管理型最終処分場が整備(令和元年12月)されたところであり、当面の処分能力は確保されています。

- 排出事業者や処理業者による不適正処理が見受けられます。
- 産業廃棄物の適正処理の透明性の確保や事務の効率化などを図ることができる電子 manifests の普及率は47%となっています。
- 優良産業廃棄物処理業者¹⁴は、平成31年4月現在、県内に事業所を有する38社が認定を受けています。
- PCB廃棄物及びPCB使用製品については、平成29年度末現在、650事業場で保管されています。
- 本県が、国の補助金を活用して市町と連携しながら回収した海岸漂着物の量(木造船含む)は、平成30年度は、663トンでした。
- 近年、全国的な大規模災害の頻発により、災害廃棄物の問題が顕在化しています。
- 大規模災害等に備え、県では、石川県災害廃棄物処理指針を策定しており、市町においても、災害廃棄物処理計画の策定が進んでいます。

【課題】

- 市町等による計画的な一般廃棄物最終処分場の整備により、最終処分場の残余年数を確保していく必要があります。
- 将来的には、人口減少等により一般廃棄物(ごみ)の排出量の減少が見込まれることから、中長期的な視点での安定的・効率的な廃棄物処理体制のあり方も検討していく必要があります。
- 産業廃棄物の排出抑制や循環利用を進めたとしても、最終処分すべき廃棄物がどうしても残るため、適正に処分するための施設が必要であり、県民の理解を得ながら、円滑に施設の整備を促進する必要があります。
- 排出事業者責任の徹底を図るとともに、処理業者における更なる適正処理を進める必要があります。
- 電子 manifests の使用促進により、適正処理の透明性の確保などを図る必要があります。



一般廃棄物最終処分場

¹⁴ 産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する産業廃棄物処理業者として認定された者



- 産業廃棄物の適正処理を確保するため、排出事業者が優良な処理業者を選択できるようにする必要があります。
- PCB廃棄物及びPCB使用製品について、PCB特措法¹⁵に定められている処分期間までに確実に適正に処分する必要があります。

* 処分期間(石川県の場合)

(1) 高濃度PCB廃棄物・使用製品

① 大型変圧器・大型コンデンサー等 : 令和4年3月31日まで

② 安定器及び汚染物等 : 令和5年3月31日まで

(2) 低濃度PCB廃棄物・使用製品 : 令和9年3月31日まで

- 海洋ごみ対策として、陸域から海洋へのごみの流出を防止するため、ごみの削減や適正処理を推進する必要があります。
- 全ての市町で災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できる体制を構築する必要があります。

【目指すべき環境の姿】

- 廃棄物が適正に処理されるとともに、非常災害時においても適正かつ円滑・迅速に処理されることにより、生活環境が保全され、安全・安心な暮らしが確保されています。



高度選別機



廃プラスチック破砕機



固形燃料(RPF)化施設



木チップ化施設

¹⁵ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法



【取組の方向性】

〈適正処理の推進〉

- 一般廃棄物の適正処理の推進
 - ・市町等に対して、一般廃棄物の適正な処理等に関する技術的助言を行います。
 - ・市町が、他の市町等と連携して行うごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に取り組む際には、国の動向を踏まえつつ、必要となる助言や調整に努めます。
- 適正な処理に資する産業廃棄物処理施設の整備促進
 - ・産業廃棄物処理施設整備に対する資金融資制度により、施設の整備を支援します。
 - ・廃棄物処理施設を設置する事業者に対して、石川県廃棄物適正処理指導要綱に基づく適正な施設の整備を指導します。
- 産業廃棄物の適正処理の推進
 - ・産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対する講習会を開催し、遵法意識の向上を図ります。
 - ・インターネット等による情報提供や出前講座等による県民・事業者への啓発活動を行います。
 - ・処理業者等に対して、石川県廃棄物適正処理指導要綱に基づき、適正処理を指導します。
 - ・電子マニフェスト操作体験セミナーを開催するなど、電子マニフェストの使用促進を図ります。
 - ・排出事業者に対し、優良産業廃棄物処理業者認定制度の周知を行います。
 - ・各種セミナー等を開催し、優良基準への適合を目指す産業廃棄物処理業者を支援します。
- PCB廃棄物等の適正処理の推進
 - ・PCB廃棄物及びPCB使用製品の適正保管等と処分期間までの確実かつ適正な処理を指導します。
 - ・PCB廃棄物及びPCB使用製品を網羅的に把握するための調査を実施するとともに、PCB保管事業者等に対する立入検査を行います。



セミナー



海岸漂着物調査

●海洋ごみの円滑かつ適正な処理等

- ・市町等と連携し、海岸漂着物や、漁業者が回収した漂流・海底ごみの処理を推進します。
- ・関係機関と連携し、ポイ捨て・不法投棄の撲滅や清掃活動など、陸域での廃棄物の適正処理の取組を推進します。
- ・いしかわ我がまちアドプト制度を通じて、道路、河川等における清掃活動を支援し、海へのごみの流出を抑制します。
- ・クリーンビーチいしかわなどのボランティアによる海岸・河川・湖沼等での清掃活動を支援します。
- ・定期的に海岸漂着物の調査を実施します。
- ・国を通じて、沿岸諸国に海洋ごみの流出防止を働きかけます。

〈災害廃棄物の処理〉

●災害廃棄物の処理体制の構築

- ・市町における災害廃棄物処理計画の策定や、見直しへの支援を行います。
- ・平時から市町や関係機関、関係団体との連携や災害廃棄物の処理に係る人材育成等を図り、災害廃棄物が適正かつ円滑・迅速に処理できるように体制を構築します。
- ・大規模災害の発生に備え、国・県・市・関係団体で構成する、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会において、県外自治体等との協力支援体制を構築します。

●災害廃棄物の適正処理

- ・災害廃棄物の処理にあたっては、生活環境の保全等に留意するとともに、可能な限り分別、選別、再生利用等を行い、最終処分量の低減に努めます。

【行動目標】

No	指標名	現状	目標値
30 再掲	一般廃棄物の最終処分量	47千トン (平成29年度)	40千トン
31 再掲	産業廃棄物の最終処分量	73千トン (平成29年度)	72千トン
32	電子マニフェストの普及率	47 % (平成30年度)	70 %
33	PCB廃棄物の保管事業者数	・平成28年度に石川県PCB廃棄物処理計画を変更した。 ・PCB廃棄物保管事業場数：650事業場 (平成29年度)	0事業場 (令和8年度)
34	クリーンビーチいしかわの参加者数	75,335人 (平成30年度)	10万人
35	災害廃棄物処理計画の策定市町数	3市 (平成30年度)	19市町 (令和2年度)



4 不適正処理の防止

【現状】

- 産業廃棄物の不法投棄、不適正保管、不法焼却等の不適正処理事案は37件(平成30年度)と、平成25年度の40件と比べて減少しています。
- 平成30年度に不適正処理された産業廃棄物は、全国と同様、建設系廃棄物が大半を占めています。
- 特定家庭用機器の不法投棄は、減少傾向にありますが、撲滅には至っていません。平成30年度は198台と、平成25年度の602台と比べて減少しています。

【課題】

- 不法投棄等の不適正処理を未然に防止するため、監視・指導等に係る体制の強化が必要です。

【目指すべき環境の姿】

- 廃棄物の不法投棄などの不適正処理による環境汚染や景観破壊が生じることなく、安全・安心な暮らしが確保されています。

【取組の方向性】

- 不適正処理の早期発見・早期対応
 - ・ 不法投棄110番により、県民等からの情報収集に努めます。
 - ・ 県内4保健福祉センターに配置した産業廃棄物監視機動班による監視・指導の強化を図ります。
 - ・ 産業廃棄物に係る立入検査権限を付与するため、市町職員を県職員に併任するとともに、研修会などを通じて資質の向上を図ります。県警本部、海上保安部、関係市、建設業協会等の関係団体による不法処理防止連絡協議会において、不法投棄防止対策に関する連携を図ります。
 - ・ 関係機関や市町と連携し、スカイパトロールなどの取組を行います。
 - ・ 不適正処理の行為者が特定された場合には、早期に原状回復を図るよう指導を行います。



不適正処理の防止(廃棄物の撤去による原状回復)

● 排出事業者や産業廃棄物処理業者における適正処理等

- ・ 排出事業者の処理責任の徹底を図るため、排出事業者に対する立入検査等を行います。
- ・ 産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対して講習会を開催し、遵法意識の向上を図ります。
- ・ 講習会などを通じて、建設業者等の元請業者や土地所有者における責任の明確化に関する周知を図ります。
- ・ 産業廃棄物処理業者に対する立入検査を実施し、適正処理を確保するため、監視指導を行います。
- ・ 建設系廃棄物の不適正処理を未然に防止するため、建設系廃棄物の適正保管・処理に関する指導を行います。
- ・ 電子マニフェスト操作体験セミナーを開催するなど、電子マニフェストの使用促進を図ります。
- ・ 排出事業者に対し、優良産業廃棄物処理業者認定制度の周知を行います。
- ・ 各種セミナー等を開催し、優良基準への適合を目指す産業廃棄物処理業者を支援します。
- ・ 市町及び関係機関などと連携して、不適正に処理された産業廃棄物の環境修復に努めます。

【行動目標】

No	指標名	現状	目標値
36 再掲	電子マニフェストの普及率	46.7 % (平成30年度)	70 %